

配置販売業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて

一般社団法人全国配置薬協会

政府では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を定め、感染者数の抑制、医療提供体制並びに社会機能を維持するため、密集・密接・密閉の「三つの密」を避けることや積極的疫学調査等を通じて、クラスターの発生を封じ込めるべく、各種施策が展開されているところですが、令和2年4月7日に発出された「緊急事態宣言」においても、配置販売業等の医薬品販売業は、消費者に必要な医薬品を供給する医療従事者として「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に指定され、以来、「『三つの密』を避けるための取り組み」を講じながら、事業を継続してまいりました。

そして、緊急事態宣言が解除された後も、政府・専門家会議の提言のなかで示された「新しい生活様式」に沿って、感染拡大防止対策を徹底しながら、引き続き「エッセンシャル・ワーカー」として、地域の皆様に必要な医薬品や生活必需品をお届けする役割を担うべく、実態に応じた実効性のある対策を推進していくことが肝要と考えます。

つきましては、配置販売従事者の健康と安全、安心の確保を図りつつ、配置販売業を継続していくため、取り組むべき事項を本ガイドラインにおいて定めることといたします。

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

一般社団法人全国配置薬協会

1. 得意先への訪問時の感染予防対策

地域における感染拡大の状況や傾向等を踏まえつつ、顧客並びに配置販売従事者の安全・安心を確保したうえで、配置販売業務に臨む。

●具体的な感染防止対策

- ✓ 訪問前に電話連絡等を入れ、訪問の可否を確認する。得意先に高齢者や基礎疾患を持つ人がいる場合は、特に感染防止に留意する。
- ✓ 毎朝必ず検温を行い、37.5 度以上の発熱や、咳などのかぜ症状がある場合、また吐き気を伴ったり、味覚や嗅覚に異変を感じる等の症状がある場合は、業務を行わない。
- ✓ 消毒用アルコール等を常時携行し、業務を行う前に必ず手指の消毒を励行する。また得意先を退去した後にも手指の消毒を行う。
- ✓ 「咳エチケット」を守る。マスクは必ず着用する。お客様にもマスクの着用をお願いする。
- ✓ 得意先に滞在中は、玄関ドアを開けたままにするなどし、密閉を避ける。
- ✓ 得意先では相手と2メートル程度、離れて相対する。若しくは、相手の正面とならないよう、斜向かいで相対する。※①
- ✓ お得意先での滞在時間は極力、短時間とする※①
- ✓ 代金の支払い時は「コイントレー」を使用する。また、キャッシュレス決済や銀行口座引落等の利用により、可能な限り現金のやり取りを避ける。
- ✓ 得意先から認めサイン等をもらう場合、ボールペン等は得意先で用意してもらうようにする。
- ✓ 厚生労働省が推奨する新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の利用を促す。

※①国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年4月20日版）において、「濃厚接触者」は「手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで「患者（確定例）と15分以上接触があった者とされている。また「新しい生活様式」において、対人距離の確保については「できるだけ2メートル（最低1メートル）空ける」とされている。

2. 配置販売従事者の感染予防・健康管理

配置販売業の継続を確保していくためには、配置販売従事者の感染予防と健康管理の実施が基本となる。①身体的距離（ソーシャル・ディスタンス）、②マスク着用、③手洗い・手指消毒の励行という3つの基本的感染防止対策を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等を周知させ、消費者にとって必要な医薬品や生活必需品等をお届けする「エッセンシャル・ワーカー」として、衛生管理を徹底させるなど、資質の確保が求められる。配置員を雇用する配置販売会社においては指導教育が重要となる。

その一方で、配置員自身の基礎疾患の有無や妊娠、高齢者家族の介護等の様々な事情を抱える人に対する配慮が大切である。

●具体的な感染防止対策

- ✓ 新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的な知識を周知し、その対策を徹底させるために必要な指導教育を行う。
- ✓ 検温は毎朝行い、記録する。
- ✓ 発熱、かぜ症状、吐き気、味覚及び嗅覚異常等がみられる場合は、業務を行わない。配置販売会社においては、管理者に連絡し、自宅待機する。
- ✓ 手洗い・手指消毒を徹底する。
- ✓ ユニフォーム等はこまめに洗濯する。
- ✓ 配置販売会社においては、時差出勤を導入したり、営業車両の貸与等により公共交通機関による出勤を避けるなどする。また、フレックスタイムの導入等により、事務所内に「3密」が発生しないよう留意する。
- ✓ 得意先への直行、得意先からの直帰を認める。
- ✓ 日報作成等の業務は在宅でも行えることとする。
- ✓ 事務所内では、固定電話等の共用設備の消毒を徹底する。
- ✓ 感染者が出た場合のバックアップ体制と責任者について事前に決めておく。
- ✓ 迅速に行動できるよう連絡体制を整備する。

3. 感染者が発生した場合の対応

万一、感染が疑われる場合、または感染者が発生した場合は、速やかに保健所又は医療機関に連絡し、当該機関からの指示に基づき、適切な対応を行う

- ✓ 感染者の行動履歴を速やかに調査し、その結果を保健所等に報告する。また、感染者と濃厚接触した配置員には自宅待機を指示する。